

札幌市客引き行為等の防止に関する条例

1 現状

近年、全国の主要な繁華街において、一部の居酒屋やカラオケ店等の従業者等が、客引き行為や客待ち行為等のため群がり通行を妨害するなどの迷惑行為が見受けられており、札幌市においても、すすきの地区を中心に同様の事例が確認されています。

札幌市では、「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例」（以下「ススキノ条例」という。）により、すすきの地区を中心とした指定区域内において、性風俗店等の誘引行為や稼働等に係る勧誘行為を規制していますが、他の政令市では、客引き行為等（全業種の客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為をいう。以下同じ。）の問題に対処するため、客引き行為等の禁止区域を設定し、公共の場所における客引き行為等やこれらを利用した営業を禁止する条例を制定し、約3～7割の客引き行為者を減少させています。

札幌市でも、市民及び観光客等が、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を確保することにより、魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」が令和4年（2022年）4月1日に施行されました。なお、禁止行為、指導、勧告、命令、罰則等の規定は、周知期間を経て、令和4年7月1日から施行します。

2 現状の関連する主な法規制

区 分		風営法	道条例	市条例
客引き	執ような客引き行為※1（全業種の営業）	—	規制あり	—
	執ようでない客引き行為			
	風俗営業※2、性風俗営業※3、 深夜の特定遊興飲食店及び飲食店の営業※4※5	規制あり	一部規制あり	一部規制あり
	上記以外（居酒屋、カラオケ等）の営業	規制なし		
客待ち	風俗営業、性風俗営業、 深夜の特定遊興飲食店及び飲食店の営業	規制あり	一部規制あり	—
	上記以外（居酒屋、カラオケ等）の営業	規制なし		
勧誘	一部の風俗営業、性風俗営業、 特定遊興飲食店営業、酒類提供飲食店営業	—	—	規制あり
	上記以外（居酒屋、カラオケ等）の営業	規制なし		
勧誘待ち	全業種	規制なし		

【関係法令】

風営法：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

道条例：北海道迷惑行為防止条例

市条例：ススキノ条例

※1 執ような客引き行為：

道条例では、「人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、立ちふさがり、つきまとう」等の行為を『執ような客引き行為』として、規制しています。

※2 風俗営業：キャバクラ、ホストクラブ等

※3 性風俗営業：ファッションヘルス等

※4 特定遊興飲食店営業：ナイトクラブ等

※5 飲食店営業：居酒屋、バー等

3 実態調査結果

【札幌市による第1回客引き実態調査の実施概要】

実施時期：令和3年7月2日（金）、3日（土） 営業：午後8時まで 酒類：午後7時まで※
令和3年7月16日（金）、17日（土） 営業：午後9時まで 酒類：午後8時まで※
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、
飲食店等へ行った営業時間及び酒類提供時間の自粛要請内容
実施場所：すすきの、狸小路、JR札幌駅、地下鉄北24条駅、地下鉄琴似駅の周辺区域
実施時間帯：午後6時～午後11時
調査内容：客引き行為の業種別行為者数、実施場所を目視により確認

【札幌市による第2回客引き実態調査の実施概要】

実施時期：令和3年8月27日（金） 実施時間帯：午後7時～午後9時
実施場所：すすきのの旧ラフィラ前・ニッカ看板前の交差点、南5～6条周辺区域
調査内容：「飲食店等」の客引き行為の実態及び客引き行為者の業種区分

ア 客引き行為者数

第1回実態調査の結果、「すすきの、狸小路、JR札幌駅」周辺の範囲における客引き行為者は、時間帯別により1時間当たり24人から84人、平均で54.9人、「地下鉄北24条駅」周辺には、時間帯別により1時間当たり0人から5人、平均で1.1人、「地下鉄琴似駅」周辺には、時間帯別により1時間当たり0人から2人、平均で0.3人いることが確認できました。

イ 業種別

第1回実態調査では、客引き行為者の属する業種を、法令により客引き行為が規制されていない「飲食店等」と、法令により客引き行為が規制されている「その他」に区別し、それぞれの客引き行為者数を目視で調査した結果、「すすきの、狸小路、JR札幌駅」周辺における「飲食店等」の客引き行為者は、時間帯別により1時間当たり7～48人、平均で約30人いることが確認できました。また、「その他」の客引き行為者は、時間帯別で0～54人、平均で25人いることが確認できました。

第2回実態調査では、目視による第1回実態調査で「その他」に区分していた客引き行為者の属する業種について調査をした結果、「飲食店等」に区分すべきであった「ガールズバー」の客引き行為者が、午後8時以降の時間帯で十数人いることを確認しており、現在問題となっている「飲食店等」の客引き行為者の人数は更に多い可能性があることが確認できました。

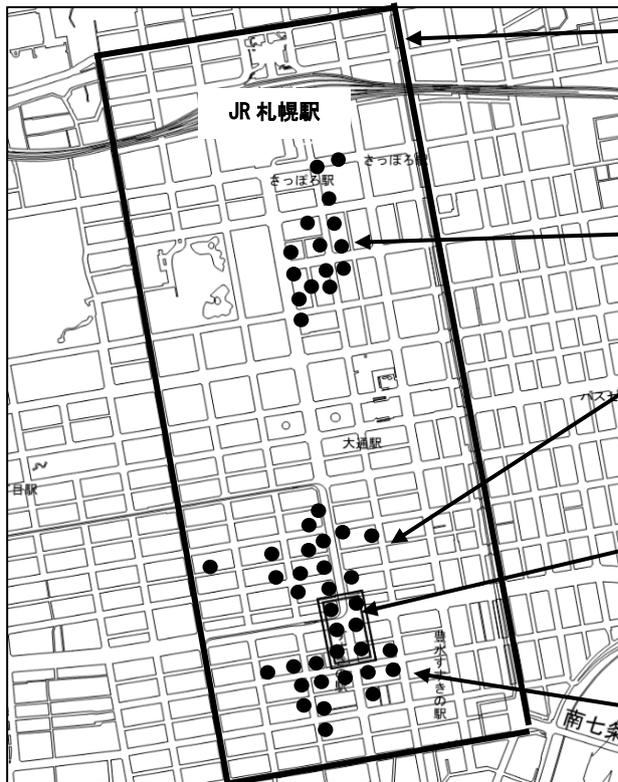
なお、第1回実態調査の実施日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業者営業時間及び酒類提供時間の自粛を要請している期間であり、利用客等の人流が抑制されていた時期であることを考慮すると、新型コロナウイルス感染症による影響がない場合の客引き行為者数は、更に多い可能性があります。

ウ 執ようでない客引き行為

第2回実態調査では、「飲食店等」の客引き行為者のうち、北海道迷惑行為防止条例で規制されている執ような客引き行為を行っている者は確認できませんでしたが、一部の客引き行為者が追従しながら声掛けを行っていたことが確認できました。

◆第1回実態調査の結果（客引き行為の分布図）

- 客引き行為の確認箇所（7/2・3、7/16・17）



ススキノ条例の指定区域
（すすきの、狸小路、JR札幌駅周辺）
（7/2・3、7/16・17）
時間帯別（午後6時～午後11時）の
1時間あたり実人数

24～84人（平均54.9人）

《業種別構成割合》

- ・飲食店等 7～48人（平均29.8人）
- ・その他 0～54人（平均25.1人）

《札幌駅周辺》

- ・飲食店 1～10人（平均4.4人）

《狸小路周辺》

- ・飲食店 0～1人（平均0.1人）
- ・カラオケ店 0～7人（平均2.5人）
- ・メイド喫茶 0～10人（平均5人）

《旧ラフィラ前周辺》

- ・飲食店 2～21人（平均12人）
- ・カラオケ店 0～4人（平均2.5人）
- ・その他 0～37人（平均15.2人）

《南5条～7条周辺》

- ・飲食店 0～5人（平均2.3人）
- ・カラオケ店 0～4人（平均1.0人）
- ・その他 0～27人（平均9.9人）

※地下鉄北24条駅周辺は、時間帯別の1時間あたり実人数0人から5人（平均1.1人）

地下鉄琴似駅周辺は、時間帯別の1時間あたり実人数0人から2人（平均0.3人）

◆第2回実態調査の結果

	「飲食店等」の執ような客引き行為の有無	第1回実態調査で「その他」に区分した業種の見直し
調査時間	午後7時から午後8時半まで	午後8時半から午後9時まで
調査場所	旧ラフィラ前、ニッカ看板前の交差点	南5～6条周辺
調査結果	<p>○旧ラフィラ前、ニッカ看板前の交差点における客引き行為者の業種内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居酒屋：8～12人 ・カラオケ：1人 ・メイド喫茶：0人 ・ガールズバー：0人 <p>⇒「飲食店等」の執ような客引き行為は確認されませんでした。</p>	<p>⇒第1回実態調査で「その他」に区分していた業種のうち、「飲食店等」に区分すべきであった業種の客引き行為者の有無について調査を実施し、「飲食店等」に区分されるガールズバーの客引き行為者を十数人確認しました。</p>

条例の内容

1 目的（第1条）

- 客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光客その他の滞在者又は市内を通過する者（以下「市民等」という。）が、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とします。

2 客引き行為の定義（第2条）

- 客引き行為等：道路、公園、広場、駅その他の公共の用に供される場所（以下「公共の場所」という。）において行われる次に掲げる行為をいうものとします。

客引き行為	通行人その他不特定の者（以下「通行人等」という。）の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為
客待ち行為	客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
勧誘行為	通行人等の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為
勧誘待ち行為	勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

【主な事例】

- 客引き行為、勧誘行為とは、次の①～③のポイントを全て満たす行為です。

ポイント		主な事例
①	禁止区域内の公共の場所で行われる行為	○道路、公園、広場、駅など
②	相手方を特定して行われる行為	○通行人等の中から、特定の人に ・近付いて行う ・寄り添いながら行う など
③	客となるように誘う行為 (客引き行為)	○客となるように ・お店を探しているか尋ねる ・交渉を持ちかける など
	役務に従事する者となるように誘う行為 (勧誘行為)	○仕事に従事するよう ・職を探しているか尋ねる ・交渉を持ちかける など

【「客引き行為等」に該当しない行為】

- 通行人等に対して行う次の行為は、客引き行為等には該当しません。
 ティッシュ・チラシ等を単に配布する行為、単に看板を持って宣伝する行為
 不特定の者に対して単に呼びかける行為
 (例)「ただいまタイムセール中ですよ」「いらっしゃい、いらっしゃい」など

※道路や公園などの公共の場所においては、他の法令等（例：道路交通法）により規制の対象となる場合があります。

3 条例で禁止される行為（第6条・第7条）

- 何人も、禁止区域（下記「4 禁止区域の設定」参照）において、客引き行為等を行ったり、又は行わせたりしてはならないものとします。ただし、自店舗前で行う客引き行為等のうち規則で定めるものを除きます。また、禁止区域等については、客引き行為等による市民等の通行又は利用への支障の状況に応じ適宜見直しを行うものとします。
- 事業者は、禁止区域における客引き行為を受けた者を客として当該事業者の店舗内に立ち入らせてはならないものとします。
- 事業者は、禁止区域における勧誘行為を受けた者を当該事業者が営む店舗等で業務に従事させてはならないものとします。

※事業者とは、本市の区域内において事業（その準備行為を含む。）を行う者をいうものとします。

○自店舗前の客引き行為等（規則事項）

禁止区域における自店舗前（自店舗の存する土地の前）の客引き行為等について、規制の影響を最小限にする観点から、原則として、自店舗前から1メートル以内は規制せず（南3条線以南を除く。）、客引き行為等を行うことができます。

※自店舗前の客引き行為等については、他の法令等により規制の対象となる場合があります。

4 禁止区域の設定（規則事項）

【禁止区域】

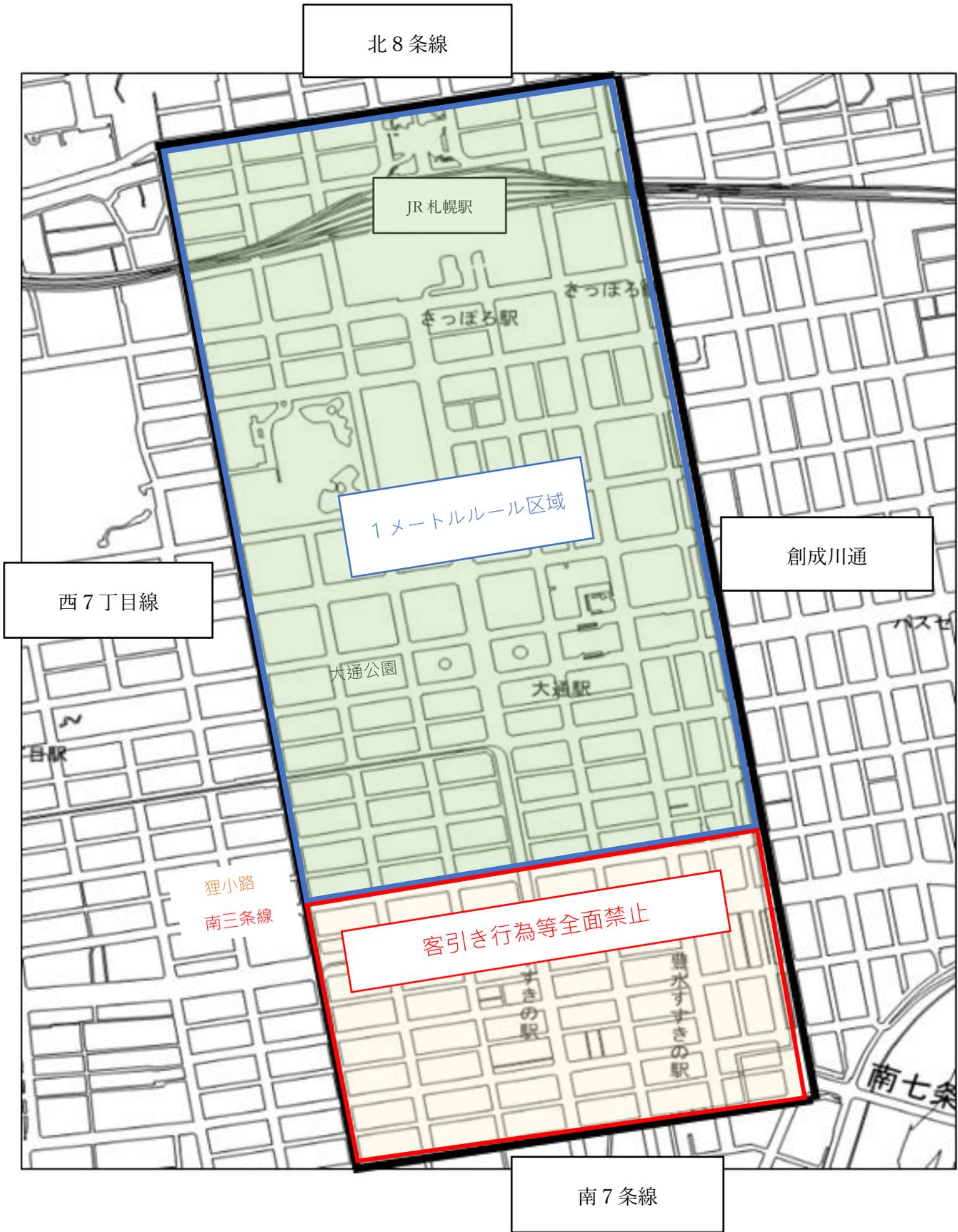
- 市民等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を確保するため、客引き行為等を禁止する必要がある区域を規則で定めるものとします。
- 禁止区域は、北8条線、南7条線、創成川通、西7丁目線で囲まれた区域（ススキノ条例の規制区域と同じ範囲）内の公共の場所とし、客引き行為等が禁止される具体的な公共の場所を規則で図示により定めることを想定しています。

※事業者が所有・管理する施設等の取扱い：

事業者からの要請があり、不特定かつ多数の者が通行し、又は利用することができる場所であって、必要があると認められる場合には、客引き行為等を禁止する必要がある区域として、規則で図示により定めるものとします。

具体的には、JR札幌駅コンコース、地下街などについては、条例制定後に事業者から申請を受けた後、パブリックコメントを行い、市民意見を募集した上で、規制する必要性が認められれば禁止区域に指定します。

- 客引き行為等禁止区域
- 自店舗前から1メートル以内の客引き行為等を、原則規制しない区域（1メートルルール区域）
- 客引き行為等全面禁止区域



北8条線

JR札幌駅

さっぽろ駅

1メートルルール区域

創成川通

西7丁目線

大通公園

大通駅

狸小路
南三条線

客引き行為等全面禁止

南7条線

南七条

5 指導・勧告・命令・罰則（第8条・第9条・第10条・第11条・第12条・第18条・第19条）

【指導、勧告、命令】

- ①禁止区域において客引き行為等を行った者、若しくは行わせた者、又は当該客引き行為等を受けた者を客として店舗等に立ち入らせるなどの行為を行った事業者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができるものとします。
- ②指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その者に対し、当該指導に係る行為をしてはならない旨を勧告することができるものとします。
- ③勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができるものとします。
- また、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、④の過料及び⑥の公表の対象となるほか、その者に対し、当該命令に係る行為をしてはならない旨を改めて命じることができるものとします。

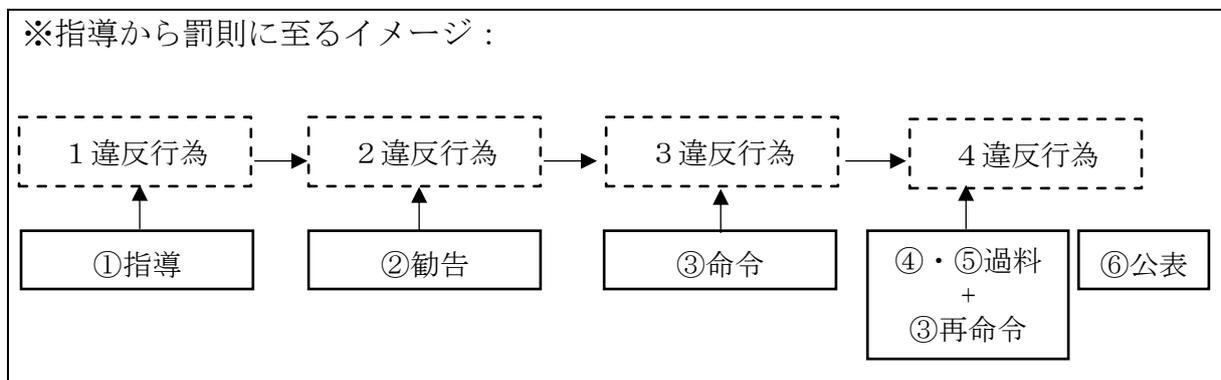
【調査等】

- 条例の施行に必要な限度において、次の調査を行うことができるものとします。
- ・禁止区域において客引き行為等を行った者、又は行わせた者に対して、報告を求めること
 - ・禁止行為に関係する店舗や事務所等に立ち入り、関係物件を調査し、又は関係者に質問すること

【罰則等（過料、公表）】

- ④次のいずれかに該当する者には、5万円以下の過料を科すものとします。
- ・命令に違反した者
 - ・報告の求めに対して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は関係物件の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- ⑤事業者の従業者が、過料を科された場合は、その事業者に対しても過料を科すものとします。
- ⑥前記④に該当する者について、次の事項を公表することができるものとします。
- ・氏名及び住所（法人は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ・店舗の名称及び所在地
 - ・公表の原因となる事実
- なお、公表の方法は、一定の期間の市ホームページへの掲載などを予定しています。

※指導から罰則に至るイメージ：



6 責務等（第3条・第4条・第5条）**【市の責務】**

- 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等の必要な施策を実施するものとします。
- 市は、施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとします。

【事業者等の責務】

- 事業者等（事業者又はその従業者）は、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を阻害する客引き行為等を行ったり、又は行わせたりしないよう努めなければならないものとします。

【市民等の役割】

- 市民等は、市が実施する客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等の施策に協力するよう努めるものとします。

7 情報提供・協力要請等（第13条・第14条・第15条）**【土地等の所有者等への通知】**

- 市は、命令に違反した者等について公表をしたときは、公表された者に係る店舗や事業所等の用に供する土地又は建物の所有者等に対し、公表の内容を通知し、是正の協力を求めることができるものとします。

【関係機関への情報提供】

- 市は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、警察その他の関係機関に対し、提供することができるものとします。

【関係機関への協力要請】

- 市は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係機関及び関係団体に対し、情報の提供、助言、その他の必要な協力を求めることができるものとします。

8 適用上の注意（第16条）

- この条例の適用に当たっては、市民等及び事業者等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとします。

9 委任（第17条）

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めま

10 施行時期（附則）

- 令和4年（2022年）4月1日施行（禁止行為、指導、勧告、命令、罰則等の規定は、周知期間を経て、令和4年7月1日から施行します。）